

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

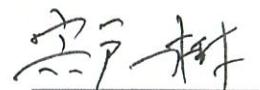
2023-003 事件

競技者氏名 :

競技種目 : 陸上競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

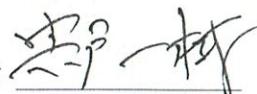
2023年10月5日
日本アンチ・ドーピング規律パネル
副委員長 宮戸 一樹



聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.1.2.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、2023年9月29日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

2023年10月5日

宮戸 一樹 

蓮沼 隆 

川原 貴 

記

〔決 定〕

- 本規程 2.1 項及び同 2.2 項の違反が認められる。
- 本規程 9 条及び同 10.10 項に従い、検体採取の日である 2023 年 4 月 29 日から暫定的資格停止期間の開始日である同年 5 月 30 日までに獲得された競技者のすべての個人成績（第 57 回織田幹雄記念国際陸上競技大会における競技成績を含むがこれに限られない。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- 本規程 10.2.2 項及び同 10.6.1.1 項により、2023 年 5 月 30 日より 3 ヶ月間の資格停止とする。

〔理由〕

- ・ 本件は、後述するとおり、競技者に対して公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が実施した競技会（時）検査において競技者の検体から禁止物質が検出されたという事案であるところ、競技者が参加した第 57 回織田幹雄記念国際陸上競技大会（以下「本件競技大会」という。）は、日本の国内競技連盟の一つである公益財団法人日本陸上競技連盟の会員機関である一般財団法人広島陸上競技協会により主催された競技大会であることから、本件の競技者は本規程の適用を受け、かつ JADA の結果管理権限に服する。
- ・ 2023 年 4 月 29 日、本件競技大会にて 19 時 45 分から同日 20 時 40 分にかけて実施された競技会（時）検査において競技者の尿検体から検出された物質である、プレドニゾロン及びその代謝物（prednisolone and its metabolites）並びにプレドニゾン（prednisone）は、2023 禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S9 糖質コルチコイド」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項及び同 2.2 項に定める「禁止物質」に該当する。当該尿検体の分析を行ったのは世界アンチ・ドーピング機構（WADA）認定の分析機関である株式会社 LSI メディエンスであり、その手続には適用される国際基準からの乖離はなかったと認められる。これに対して競技者は、B 検体についての分析を要求しなかったため、B 検体の分析は実施されなかった。また、競技者は、本聴聞会（暫定聴聞会を含む）において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
- ・ そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）及び同 2.2 項（競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること）の違反が認められ、同 9 条及び同 10.10 項に基づき、検体採取の日である 2023 年 4 月 29 日から暫定的資格停止期間の開始日である同年 5 月 30 日までに獲得された競技者のすべての個人成績（本件競技大会における競技成績を含むがこれに限られない。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
- ・ 上記検出物質は、「禁止物質」に該当するものである一方で、禁止表における「特定物質」に該当するところ、競技者は、上記検出物質については、競技者がレース当日に痛み止めの目的で服用していた COSMOS 社製の錠剤（COSMOS PREDNISOLONE TABLETS 5mg）（以下「本件製品」という。）がその原因として考えられる旨主張すると共に、併せて、本件製品の購入の際には、禁止物質が含有されていないことを本件製品を処方した医師に確認しており、また、本件の競技会（時）検査の際のドーピング・コントロール・フォームにおいても本件製品の摂取の事実をドーピング・コントロール・オフィサーを通じて申告していたこと等から、その摂取は意図的なものではなかった旨主張している。これに対し、JADA は、競技者の上記検出物質が本件製品に由来するものであることを認め、競技者による上記検出物質の使用が意図的であった旨の主張・立証は特段行っていない。したがって、本件は、JADA が本件の違反が意図的であった旨立証できた場合に該当しないことから、本規程 10.2.1.2 項及び同 10.2.2 項に従い、資格停止期間は原則として 2 年間となる。
- ・ そこで、続いて、本規程 2.1 項及び同 2.2 項違反についての競技者の過誤又は過失の存否及びその程度を検討すると、競技者本人の証言、競技者が所属する事業会社の女子陸上競技部（以下「本件陸上競技部」という。）から提出されたゼネラルマネージャー（GM）及び同部のチー

ムメイトの証言、JADA から提出された各文書 (Doping Control Form 等) 並びに本聴聞会の全趣旨によれば、競技者が本件製品を服用した経緯については以下の事実が認められる。

- (1) 本件製品は、競技者が自主トレーニングを行うためにケニアに帰国していた際に、友人の紹介により現地において診察を受けた診療所の医師から、胸の痛みに対する処置の一環として処方されたものである。競技者は、本件陸上競技部が過去に主催したアンチ・ドーピングの研修に参加した経験等から、薬を購入する際には、医師の診察時に自らが「アスリート」であること等を伝え、ドーピング違反にならない薬を処方してもらう必要があるという認識を有していた。
 - (2) そのため、本件において競技者が診察を受けるにあたっても、当該医師に対して自らが「アスリート」であり、ドーピング違反となるような薬を服用することはできない旨を伝え、これに対して同医師からは「痛み止め (pain killer) であり、ドーピング違反にはならない」という回答があった。競技者は、同医師が過去において自らと同じような「アスリート」に対して薬を処方した経験がないという認識を持っていたが、国家資格を有する医師に対して自らが明確にアスリートである旨を告げた上で上記のとおり明確な回答が得られたことから、本件製品には特段問題はないと考えて、最終的に医師の指示に従ってこれを購入し、現地滞在中に複数回服用した。
 - (3) 本件製品は、今回競技者の検体から検出された禁止物質であるプレドニゾロンを主成分とするものであり、その商品名も「PREDNISOLONE」と記載されていたが、競技者には当該商品名がその主成分と同一であるという認識はなく、医師の説明のとおり、あくまでも痛み止めであってドーピングとの関係では問題ないと理解していた。
 - (4) 競技者は、日本に帰国する際に本件製品も持ち帰っていたところ、本件の競技会当日朝になって再び胸の痛みを感じたことから、痛み止めのために再度本件製品を服用した。
 - (5) 競技者は、本件製品の服用にあたっては、ケニアでの処方時において医師とやり取りを行った以外には、本件陸上競技部の関係者を含め第三者には一切相談しておらず、また、本件製品に禁止物質が含まれているか否かについて独自に調査を行った形跡もない。
- そもそも、禁止物質が体内に入らないようにする責任は、最終的には競技者自身にあるところ、本件の競技者は自らが本規程の適用を受ける「アスリート」である旨を明確に認識しており、その規律内容について理解し、禁止物質の体内摂取を避ける必要性について一定程度の注意喚起はなされていたものと評価し得る。このような状況の下で、本件の競技者は、本件製品が禁止物質を含むものであると認識しないまま、その処方時における医師の説明のみに依拠してこれを漫然と使用してしまった点において過誤又は過失が全くなかったとまではいえない。これは、本件において競技者が自ら選定した医師がアンチ・ドーピング規制に関して精通していない可能性があることを競技者において認識する機会があったことも併せ考えると、本規程 10.5 項の解説において、競技者本人に開示することなく競技者の主治医等が禁止物質を投与した場合においてもなお、「過誤又は過失がないこと」は競技者には適用されない（競技者が医療従事者の選定について責任を負う）とされていることとの均衡からも、妥当な結論であると考える。
- もっとも、本件においては、本件陸上競技部も認めるとおり、本件の競技者は、本件の競技会以前においては、登録検査対象者リスト (RTP) や検査対象者リスト (TP) に登録されたこと

はなく、アンチ・ドーピングの制度や規制内容に関して自らが触れる機会は、母国を遠く離れた日本において（本件陸上競技部の主催において）年1、2回程度実施されるアンチ・ドーピングの研修のみであった。当該研修は、専ら日本語のみで行われ、かつ、配布資料も日本語のみで作成されたものであり、日本語を母国語としない競技者のアンチ・ドーピング規制に対する理解は非常に限定的なものであった。

- ・また、競技者は、2016年にケニアから単身来日して以降、本件の競技会までの間において、日本において医師の診断を受け処方薬を受け取った経験はなく、また、薬局・ドラッグストアも利用しなかったことから、アンチ・ドーピング規制に関する教育・研修に関する自己の理解度について本件陸上競技部を含む第三者が検証する機会も存在していなかった。
- ・本件の競技者は、このように、母国語或いは自らが確実に理解できる言語において適切なアンチ・ドーピング研修・教育を受ける機会がなかったという特殊な状況下に置かれていたものであり、また、本件製品は、競技者が国家資格を有する医師に対して自らが「アスリート」である旨を明確に告げ、ドーピング違反となるような薬を処方しないことを求めた上で当該医師から処方されたものであったことからすれば、競技者が当時置かれていた環境の下では、当該医師の説明を疑って、本件陸上競技部の関係者や同僚に相談し、又は自ら禁止表を更に確認する等の調査を行ったりすることを期待するのは、当該競技者にとって非常に酷であると言わざるをえず、これらの事実関係に鑑みると、競技者の過誤又は過失の程度は重大とまではいえないと認められる。
- ・以上の各事情及び今回の違反が1回目の違反であることからすれば、本規程10.6.1.1項の定めに基づき、競技者の上記の過誤の程度を総合考慮の上で、競技者を3ヶ月間の資格停止とするのが相当である。なお、この結論は、上記のような極めて特殊な事情の下で例外的な判断として導き出されたものであること、及び、本件が本件陸上競技部をはじめとする関係者による今後のアンチ・ドーピング活動にとっての教訓となり、かつ再発防止の措置が講じられるべきこととなる結果として、今後同種の事案において当然に同様の判断がなされることを意味するものではないことを念のため付言する。
- ・本件では、JADA担当者による2023年5月30日の通知以降、本決定に至るまで、本規程7.4.2項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては同年9月29日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同10.13.2.1項により、資格停止期間の始期は2023年5月30日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

- ・なお、競技者は、国際レベルの競技者ではないことから、本規程13.2.2項及び13.6.2項に基づき、本決定に不服がある場合には、本決定の受領の日から21日以内に、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（東京都千代田区平河町2-4-13 ノーブルコート403）に対し、不服申立てを提起することができる。

以上